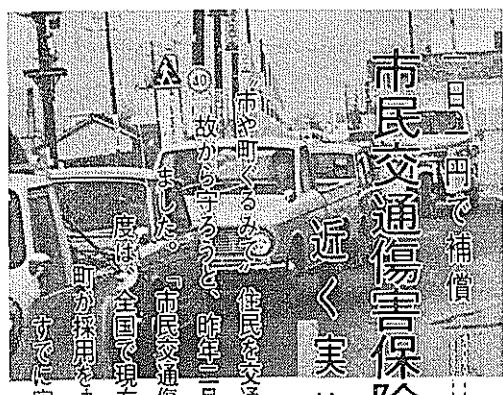


市民交通傷害保険のしくみ

一日一円で補償
近々実施へ



市が町ぐるみで
住民全交通事
度は、全国で現在、五十五市、八
町が採用を決め、四十市、二町が
すでに実施しています。

「市民交通傷害保険」制度

市もこの「市民交通傷害保険」制度(損保方式)を採用し、実施するよう検討を加えています。

そこでこの「交通傷害保険」のしくみなどについてのべてみまし

福祉増進のために

昨年、一ヵ年の交通事故の死者は一万三千六百人で、二番目に、負傷者は六十四万人と史上最高を記録しています。これは自動車台数の増加によって、都市の交通ラッシュは一層きびしいものとなり、ひいては農村地帯における交通事故も目にして増え、事故は全國的に波及しています。

このような交通事故の激増に備えて、地方自治体では住民の生活

加入は簡単

市民の生活安定と福祉の増進をはかることが、市民交通傷害保険の目的であるため、

- ▽ だれもが気軽に加入でき、手続きも簡単です。
- ▽ 契約期間は、四月一日から翌年三月三十一日までの一年で年度途中の加入もできます。
- ▽ 加入者の資格原則として市の住民であれば、年令に関係なくどなたでも加入できます。

- ▽ 保険料(掛け金)
一人につき三百六十円(一年分)、一日一円の割りです。
中途加入は、一ヵ月三十円。
一人一口しか加入できません。
- ▽ 支払われる保険金
万円のとき支払われる保険金は、

治療の期間	保険金	
6ヵ月以上	10万円	
3ヵ月未満	5万円	
6ヵ月以上未満	2万円	
1ヵ月以上未満	5千円	
一週間以上未満	1ヵ月未満	5千円
1週間未満	2千円	

- ▽ 補償される事故
補償される事故は、自動車、モーターバイク、自転車、トロリーなどの乗り物に乗って交通事故から被災者を守るために、その防備策を市や町ぐるみで実施しています。
- ▽ 市民交通傷害保険の特徴は、

- 市民交通傷害保険(損保方式)は各自治体と損害保険業界とタイアップによるものですが、これとは別に市などで実施している市独自の交通災害共済制度(直営方式)や神戸市などの生活協同組
- 市などの生活協同組

保険料の

十%は市へ還元

方式では全般的な立場

- 万円などもありま
- す、いづれも交通災害から市民を守ろうという意味
- (直営方式)や神戸
- 市などの生活協同組

- 合方式などもありま
- す、いづれも交通災害から市民を守ろうという意味
- (直営方式)や神戸
- 市などの生活協同組

して、損保

- 合方式などもありま
- す、いづれも交通災害から市民を守ろうという意味
- (直営方式)や神戸
- 市などの生活協同組

- 合方式などもありま
- す、いづれも交通災害から市民を守ろうという意味
- (直営方式)や神戸
- 市などの生活協同組

- ▽ 事故の発生したときの査定処理
事故の査定は保険会社が行ないます。保険金の請求や支払い業務は原則として市の窓口を通じて行なわれます。もし遠方で事故にあって、その地で治療を受けたときの事故。
- ▽ 補償されない事故
加入者が無免許で運転しているときの事故。

事故発生のときは…

- ▽ 補償される事故
補償される事故は、自動車、モーターバイク、自転車、トロリーなどの乗り物に乗って交通事故から被災者を守るために、その防備策を市や町ぐるみで実施しています。
- ▽ 市民交通傷害保険の特徴は、

- ▽ 補償される事故
補償される事故は、自動車、モーターバイク、自転車、トロリーなどの乗り物に乗って交通事故から被災者を守るために、その防備策を市や町ぐるみで実施しています。
- ▽ 市民交通傷害保険の特徴は、

- ▽ 死亡のときは、五十万円
- 車、気動車による事故も補償してもらいたい場合は、一人当たり年間六十円の割増保険料を支払えます。

- ▽ 死亡のときは、五十万円
- 車、気動車による事故も補償してもらいたい場合は、一人当たり年間六十円の割増保険料を支払えます。